

如水法律事務所機関紙(月2回発行) 令和5年改正景品表示法の要点 後半(確約手続き以外の改正) +2023年度処分事例のトピック

Vol
26
2024年10月15日

〈編集・発行〉



弁護士法人
如水法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-50福岡大名ガーデンシティ11F
TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560
<https://jwater-group.com/law/>



Facebookにて
最新情報を届け
ております



今回は、前号の続きと景品表示法の2023年度処分事例のトピックについて解説いたします。

改正法のその他の要点

〈課徴金制度における返金制度の弾力化〉

現行景表法10条および11条は、課徴金納付命令の通知を受けた事業者が実施予定返金措置計画の認定を受けて一般消費者への金銭による返金措置を実施した場合、返金した額を課徴金の額から減額することを定めています。

この返金措置は、課徴金制度の導入以来これまでの利用がわずか数件にとどまっています。その理由として、返金を実施するために銀行口座情報を購入者から取得しなければならないことや、振込手数料が割高であることなどが指摘されていました。

そこで、改正景表法では、金銭以外の支払手段として第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）を利用することが認められました。

〈課徴金の推計制度の新設〉

改正景表法8条4項は、事業者が課徴金の計算の基礎となるべき事実を報告しないときは、内閣府令で定める合理的な方法により売上額を推計して、課徴金の納付を命ずることができることとしました。

課徴金の額は、課徴金の対象となる不当表示をした期間（最大3年）の売上額が計算の基礎となりますが、商品の売上データを適切に管理していない事業者については課徴金の基礎となる売上額が把握できないために課徴金を課すことができませんでした。しかし、そうすると、ずさんな管理をしていた事業者がかえって得をするという不都合が生じていたため、この推計規定が導入されました。

この「合理的な方法」とは、課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における1日当たりの売上額に、課徴金対象期間の日数を乗ずる方法とされています（改正景表法施行規則8条の2）。

したがって、この改正によってもまったく売上額が把握できない事業者については、売上額を推計することはできないという問題点は残るとの指摘もあります。

ただし、いかに管理がずさんな事業者であっても、まったく売上額を把握できないことはまれと考えられますので、この制度の導入により、これまで課徴金対象期間全期間分の課徴金を課すことができなかった（あるいは把握できた売上額が5,000万円に満たないためにまったく課徴金を課すことができなかった）事例の多くについて課徴金を課すことができるようになるものと考えられます。

これを事業者サイドから見てみると、たとえば、売上が伸びてきた直近1年分の売上だけ把握しているようなケースにおいては、その3年分を基準として課徴金が計算されると、本来支払うべき課徴金よりも高額の課徴金を課されることになります。

このような不利益を避けるためには、商品の売上額を適切に把握・管理しておく必要があります。

〈再違反事業者に対する課徴金の割増し規定の新設〉

基準日から遡って、10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対する課徴金の割合を3%から4.5%に割増しする規定が新設されました（改正景表法8条5項）。基準日は、報告徴収等、合理的根拠の提出要求、弁明の機会の付与のいずれかが行われた日のうち最も早い日とされています（改正景表法8条6項）。

なお、事業者が過去に課徴金納付命令を受けた者かどうかが問題とされるため、同一の商品・役務でなくても、この規定は適用されます。

〈不当表示に対する直接の刑事罰の新設〉

優良誤認表示と有利誤認表示に対する直接の刑事罰の規定が新設され、これらの不当表示をした個人に対して100万円以下の罰金が科せられるほか（改正景表法48条）、法人にも100万円以下の罰金が科せられることになりました（改正景表法49条1項2号）。



弁護士法人如水法律事務所
パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル



弁護士法人如水法律事務所
弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

2023年度の処分事例のトピック

〈No.1表記への指摘〉

2023年度の処分事例のトピックとしては立て続けにNo.1表記に対する措置命令が出されたことが挙げられます。

2023年度で、No.1表記に関する措置命令で起点となっている事案は2023年8月1日のバンザンのNo.1表記に対する措置命令です。

「バンザンは、自社ウェブサイトにおいて「オンライン家庭教師で利用者満足度No.1に選ばれました！」

「第1位 オンライン家庭教師 口コミ人気度」

「第1位 AO推薦入試にお勧め出来るオンライン家庭教師」

という表示をしていました。

これに対して消費者庁は、**「バンザンが提供する役務と他社の同種役務を利用した者を適切に区別していない」「調査対象の選択」**について指摘しました。

問題点を単純化して指摘すると、実際に使用した者ではない者も含めて調査を実施していたため、このような表記を行うための調査としては不適切であるとの指摘を受けたということになります。

バンザンの措置命令以降、2024年2月から3月にかけて、新日本エヌクス、安信頼ホーム、フロンティアジャパン、エクスコムグローバル、飯田グループ各社、エスイーライフ、SCエージェントと立て続けにNo.1表記で措置命令が出されました。

これらの措置命令の対象となった事業者を1つずつチェックしていくと**「調査方法が適切ではなかった」という共通点**があります。

実際に利用したことがある者や知見のある者を対象にしたものでなかつたり、調査結果を適切に引用していなかつたり、ホームページの印象を聞いただけなのに、異なる内容のNo.1表記をしていたりするなど、調査方法が問題のあるものばかりです。この処分の評価は様々ありますですが、悪質な調査会社の調査で消費者が害されないように、という判断が根底にあると考えられています。

〈処分事例のチェックポイント〉

2023年度の景表法処分事例を9月実施のミニセミナーでご紹介しました。その中では、措置命令のイメージを持ってもらえるようにすることを意識しました。

具体的には、消費者庁の公表資料のうち、措置命令の

概要の「対象表示に記載のある表示の概要」と「実際」との比較を意識しました。特に、措置命令の中でも別紙の資料がついている事案は問題とされている表記の写真が実際に掲載されているので、視覚的に把握しやすくなっています。実際のミニセミナーでも問題となった表記の写真を多く取り上げながら説明をしました。

ですのでこれから処分事例をチェックする際にも別紙を見ながら実際の表記を見ておくと不適切な表記のイメージが持ちやすいと思います。

〈措置命令のトレンド〉

措置命令にはトレンドが見られます。

今回取り上げたNo.1表記も立て続けに2月から3月に立て続けに出されましたし、その前後にも空気中の除菌に関する表記についての処分も相次ぎました。

その観点から注目される措置命令が2024年7月30日の措置事例です。これは、**居酒屋の税抜価格の表記をあたかも税込価格のように表示していたことが問題視**されました。

財務省が作成した「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」においても、**税込み価格でないにもかかわらず、税込み価格であると一般消費者に誤認を与える表記については、景品表示法の有利誤認に該当する可能性が指摘されています。**

この指摘が具体化されたのが本件の措置命令です。No.1表記の場合のように、同種事案(税抜き表示に対する措置命令)について今後処分される可能性もあるため、飲食店の方を中心に、事業者の方は税込表示が徹底されているか確認が必要です。

このような問題を起こさないようにするために、日々の情報のアップデートが必要です。

例えば、弁護士などが行うセミナーに参加するのはもちろんですが、そうでなくとも、LegalOn Cloudが改正などの情報を発信する契約ウォッチというメディアをチェックしたりするということも対策として重要です。

弊所でも景表法の表記に関するサポートをしておりますので、お気軽にお問合せください。

【バロンくんのワンポイントアドバイス】

BtoCのビジネスの場合は、税込み表示になっているかを確認だよ。



2024年11月にフリーランスの取引に関する新法(特定受託事業者に係る取引の最適化等に関する法律)が施行されます。

そこで、各社が対応すべきこととして、今後の業務委託契約における注意点などを弁護士・社労士が分かりやすく体系的に解説いたします。

詳細は左記URLよりご確認ください。



セミナーのご案内 ～如水グループオンラインセミナー～

テーマ 「個人」への業務委託が法規制の対象に!?
～2024年11月施行フリーランス新法で
各社が対応すべきこと～

日時 2024年10月17日（木）15:00～16:00

URL <https://vivit.video/s/136/MMkLlikXj7Ku>